○香南香美老人ホーム組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例

昭和４３年３月３０日

条例第１２号

改正　昭和62年3月30日　条例第10号

平成18年2月22日　条例第1号

平成19年3月29日　条例第1号

令和元年12月24日　条例第5号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年12月22日　条例第7号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条第３項及び第４項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。

（降給の種類）

第２条　降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第２８条の２第１項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

（降給の事由）

第３条　組合長は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、法第２８条第１項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを降格することができる。

２　組合長は、職員が法第２８条第１項第１号に掲げる場合に該当するときは、これを降号することができる。

（降任、免職及び休職の手続）

第４条　組合長は、法第２８条第１項第２号の規定に該当するものとして、職員を降任し若しくは免職する場合又は同条第２項第１号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては医師２名を指名して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

２　職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（休職の効果）

第５条　法第２８条第２項第１号の規定に該当する場合における休職の期間は、３年を超えない範囲において休養を要する程度に応じ、個々の場合について組合長が定める。

２　組合長は、前項の規定による休職期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

３　法第２８条第２項第２号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する期間とする。

４　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは、「法第２２条の２第２項の規定に基づき組合長が定める任期の範囲内」とする。

第６条　休職者は、職員としての身分を保有するが、職務には従事しない。

２　休職者は、その休職期間中、別に給与に関する条例で定めがない限り、いかなる給与も支給されない。

（失職の例外）

第７条　組合長は、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を過失により犯したものについては、情状により特に必要と認めたときは、その職を失わないものとすることができる。

２　前項の規定により、その職を失わなかった職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取消しの日に、その職を失う。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

この条例は、昭和４３年４月１日から施行する。

１（一般職の職員の給与に関する条例附則第１０項の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用）

２　一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号）附則第１０項の規定その他組合長が定める規定の適用を受ける職員に対する第２条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号）附則第１０項の規定その他組合長が定める規定による降給とする」とする。

３　第４条第２項の規定は、一般職の職員の給与に関する条例附則第１０項の規定その他組合長が定める規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、組合長が定める規定により、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附　則（昭和６２年３月３０日条例第１０号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日条例第１号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２４日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年１２月２２日条例第７号）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。